

平成 2 5 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 5 年 9 月 2 7 日（金曜日）

---

議事日程（第 6 号）

平成 2 5 年 9 月 2 7 日（金）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 1 号 尾鷲市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 4 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 5 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 6 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 7 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 5 7 号 平成 2 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5 8 号 平成 2 4 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 2 号 工事請負変更契約について（輪内中学校耐震整備に伴う改築工事）
- 日程第 1 4 議案第 6 3 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 1 5 陳情第 5 号 尾鷲市民プール運営の継続に対する支援についての  
陳情の継続審査申し出について

日程第 1 6 発議第 1 4 号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書について

日程第 1 7 発議第 1 5 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方  
の財源確保」を求める意見書について

#### 出席議員（ 1 3 名）

1 番 真 井 紀 夫 議員	2 番 内 山 花 静 議員
3 番 中 平 隆 夫 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 小 川 公 明 議員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議員
7 番 三 鬼 和 昭 議員	8 番 南 靖 久 議員
9 番 榎 本 隆 吉 議員	1 0 番 高 村 泰 徳 議員
1 1 番 奥 田 尚 佳 議員	1 2 番 三 鬼 孝 之 議員
1 3 番 村 田 幸 隆 議員	

#### 欠席議員（ 0 名）

#### 説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	大 倉 令 資 君
市 長 公 室 長	奥 村 英 仁 君
総 務 課 長	大 川 一 文 君
財 政 課 長	上 田 敏 博 君
防 災 危 機 管 理 室 長	大 和 勝 浩 君
税 務 課 長	中 森 將 人 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	南 進 君
福 祉 保 健 課 長	下 村 新 吾 君
環 境 課 長	野 田 耕 史 君
商 工 観 光 推 進 課 長	佐 野 憲 司 君

魚まち推進課長	内山洋輔君
木のまち推進課長	小倉宏之君
建設課長	更谷哲也君
水道部長	浜田一志君
尾鷲総合病院事務長	諦乗正君
尾鷲総合病院総務課長	和田恭典君
尾鷲総合病院医事課長	尾崎八重子君
教育委員長	平山豊君
教育長	二村直司君
教育委員会教育総務課長	川端直之君
教育委員会生涯学習課長	川口清君
教育委員会学校教育担当調整監	五味勝哉君
監査委員	桑原紘市君
監査委員事務局長	湯浅富士雄君

議会事務局職員出席者

事務局長	内山雅善
議事・調査係長	岩本功
議事・調査係書記	松永佳久

〔開議 午前10時00分〕

議長（高村泰徳議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において12番、三鬼孝之議員、13番、村田幸隆議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第51号「尾鷲市子ども・子育て会議条例の制定について」から日程第14、議案第63号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔12番（三鬼孝之議員）登壇〕

12番（三鬼孝之議員） 私ども総務産業常任委員会に付託されました議案第63号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」の1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る9月12日午前10時より、市長、副市長並びに関係各課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第63号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 次に、生活文教常任委員会、内山花静委員長。

〔2番（内山花静議員）登壇〕

2番（内山花静議員） それでは、御報告申し上げます。

私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第51号「尾鷲市子ども・子育て会議条例の制定について」、議案第62号「工事請負変更契約について（輪

内中学校耐震整備に伴う改築工事）」、以上2議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る9月13日午前10時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました2議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

なお、議案第62号「工事請負変更契約について（輪内中学校耐震整備に伴う改築工事）」につきましては、施工を予定している校舎と体育館を結ぶウイングロードにかかわる屋根の工事においては、議会からも当初よりその必要性を求める意見があったことから反対されないと安易に提示するのではなく、計画の段階で、多面的に建設的な議論を重ねた上で進めていくことが必要であるという意見がございましたことを申し添えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 次に、予算決算常任委員会、南靖久委員長。

〔8番（南靖久議員）登壇〕

8番（南靖久議員） おはようございます。

私たち予算決算常任委員会に付託になりました、議案第52号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第53号「平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第54号「平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第55号「平成25年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第56号「平成24年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「平成24年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第60号「平成24年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第61号「平成24年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、以上10議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告をいたします。

去る9月17日から25日の6日間、さらに昨日は会期延長を行っていただき、環境課にかかわる補正予算審査を続行し、計7日間にわたり午前10時より、市

長、副市長、教育長、会計管理者兼出納室長、病院事務長、水道部長並びに関係課長の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました。

また、今回、当委員会の初の試みとして、決算審査委員会の冒頭に桑原代表監査委員の出席を賜り、各会計の監査意見書についての報告を受けました。それによりますと、各会計ともに事務的な処理はおおむね良好に処理されているとの報告をいただいた後に、各会計の決算審査に入りました。

その結果、当委員会に付託されました議案第52号から議案第55号までの補正予算関連4議案のうち、議案第52号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきましては、1名の委員より、清掃工場1号炉側壁耐火物及び再燃室補修工事費の5,875万8,000円について全額減額する修正案が提出されましたが、採決の結果、賛成少数で否決されました。

続いて、原案について採決を行った結果、賛成多数をもって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第53号、議案第54号、議案第55号の計3議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第56号から議案第61号までの決算関連6議案につきましては、議案第60号「平成24年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」は、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決し、残り、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の計4議案につきましては、全会一致で認定すべきものと決しました。

さらに、議案第61号につきましても、全会一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

なお、議案第52号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、第4款衛生費、第2項清掃費の塵芥処理施設費の清掃工場1号炉補修工事費につきましては、前回の第2回定例会における2号補正予算として6,026万9,000円が計上されておりましたが、この予算については、一業者からの見積額を何の精査もなく計上し、かつ性能発注の随意契約を行おうとするものであったことから、当委員会として、積算根拠が明確に示されていない予算は容認できないとのことから、本工事費を全額減額する補正予算を行い、今後については、しっかりと精査をした上で改めて提出するよう、執行部に求めた経過がございました。

今回、再度提出されました予算の計上額は、前回の予算と比較すると、151

万1,000円低い5,875万8,000円となっており、この審査に当たっては、当局から委託を受け、同工事の設計額を精査したコンサルタントの担当者にも補足説明員として同席をいただき、慎重かつ詳細に委員会審査を行ったところでもあります。

その中で、特に同工事にかかわる監督や作業員の労務単価が非常に高額である点については、同工事の複雑性、悪環境での作業、ダイオキシン類の暴露防止対策等の特殊性を持った工事であり、公共工事設計労務単価にこれらの特殊性に鑑みた割り増し加算がされているとの説明がなされました。

また、作業員の宿泊・交通費については、今回の工事は地元業者が実施できる内容でないことから、設計上相応の計上がなされたとのことであり、こういった点については、随意契約を行う場合、契約業者との契約交渉の余地が十分にあるものと認識をしたところでもありました。

しかしながら、入札の基本はあくまでも競争入札であり、安易な随意契約を前提にすべきではないとの意見が多く出されました。

しかし、今回の工事につきましては、既に耐火れんがが崩落している状況で、2号炉のみの運転であり、また、当初から計画をしていた1号炉、2号炉の空気予熱器の整備もできないことから、緊急性に基づく随意契約はいたし方ないものと判断できますが、今後、この種の工事執行に当たっては、市民が納得できるより透明性の高い公正な予算執行を行うためにも、種々入札条件を整理していただいた上で、まず競争入札を行っていただくことを強く求める意見が多くの委員からございました。

そのような厳しい意見が出される中で、執行部としては、今後、この種の工事発注方法については、できるだけ性能保証を踏まえた競争入札を積極的に検討していく旨の答弁が市長から述べられました。また、今後の清掃工場の問題として、難しいながらも、民間委託も視野に入れた検討も行うとのことでした。さらに、今回の随意契約に当たっては、市長みずからが契約業者との価格交渉に強い姿勢で臨むとのこともお話も聞かれたところでもありました。

また、予算全体にかかわる指摘事項として、防災対策に関する予算については、防災危機管理室のみならず、各課においても広く計上されているところではございますが、近年特に防災対策の重要性が指摘される中で、その関連予算の計上に当たっては、防災危機管理室との連携を一層密にさせていただき、十分な協議、調整を行った上で予算計上をしていただくよう求める意見がございました。

また、決算審査における決算附属資料である主要施策の成果及び実績報告書の中で、特に、事業成果の欄の記載方法につきましては、その事業を実施したことよりも、もたらされた成果等をより具体的に記述し、次の事業につなげていく指針となるような記載方法を求める意見も出されました。

最後に、議案第60号「平成24年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」でございますが、平成24年度決算における純損失は2億2,770万3,152円、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は44億7,575万2,442円という状況であり、非常に厳しい経営状況が依然として続いております。

こうした厳しい状況の中、病院長を初めとする病院スタッフの皆様方におかれましては、少ない医師数の中で、365日24時間の診療体制を維持しながら、経営改善に向けて大変な努力をし、日夜頑張っていることに対しまして心から敬意を表するものであります。

しかしながら、来年度以降、地方公営企業会計制度の見直しにより、退職給付引当金の引き当ての義務化等も予想される中で、一層の経営悪化につながるおそれもあり、こうした観点を鑑みますと、当然、一般会計からの繰り出し基準に基づく繰り出し金額の考え方につきましても、一般会計と公営企業法会計負担ルールを明確にし、病院開設者である市長と事務長におかれましては、連携を密にし、協議を重ね、必要な措置を講ずることが重要であることを指摘させていただきます。

また、同じく病院事業会計決算のうち、修繕費、特に病院施設・設備関係の修繕につきましては、関係法令等に基づく適切な方法で修繕業者の決定を行っているものと考えますが、提出された資料を見る限りでは、余りにも特定の業者との契約が異常なほど多いと指摘をせざるを得ません。法令や条例に違反するような業者選定ではないにしろ、公立病院としての透明性や公平性の観点から、今後においては、偏った業者選定とならないよう、委員会として強く配慮を求めるものであります。

以上を申し添えさせていただきます、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（高村泰徳議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、順次これを許可いたします。

最初に、11番、奥田尚佳議員。

[11番(奥田尚佳議員)登壇]

11番(奥田尚佳議員) おはようございます。

私は、議案第52号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」と議案第60号「平成24年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の2議案について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、議案第52号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」であります。この中で、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第3目塵芥処理施設費5,875万8,000円の増額補正について、随意契約でメーカーと契約するということに対し、市民の血税を有効に使ってほしいという観点から、一旦同額を減額し、少なくとも3社から見積もりをとった上で、新たに予算計上し入札を実行してほしいという強い思いから、同議案について反対するものであります。

岩田市政のこの4年間で、人口は1,500人以上減少しており、とうとう尾鷲市の現在の人口は、2万人を切るという状況であります。税収も減少傾向で、地方交付税の交付額も減少している状況の中で、私は市長時代、1年間で一般会計の借金を約3億2,000万円減らし、104億9,000万円にしましたが、この4年間で借金が減るどころか、逆にそれ以上にふえており、執行部の話だと、今後数年、110億円くらいで推移するという話であります。

財政が厳しい中、清掃工場の修繕費は、この4年間見ても、年間1億円という莫大な税金がつぎ込まれている状況であります。清掃工場につきましては、数年後に新しい工場の建設が予定されており、広域でやるという方向で話が進められている状況であります。ですので、今、随意契約で莫大な修繕費をかける必要性があるのか、大いなる疑問があります。

今回の補正予算は約6,000万円の工事ではありますが、既に今期は当初予算で9,000万円を超える工事の予算が計上されており、これと合わせると、何と今期は、清掃工場の修繕費は1億5,000万円にも及びます。

今回の補正予算につきましては、7月議会の予算決算常任委員会の中で、委員

全員から修正案が出され、認められなかった予算であります。7月議会の中では、メーカーの見積書が委員会に出されましたが、詳細は精査していないということで、説明があやふやで、到底認められないという委員全員の認識だったと思われます。

今議会において、前回より約150万円減額された形での予算計上でありましたが、前回同様よくわからない担当課の説明で、再三環境課の審議が行われたという状況でありました。

昨年度の決算によりますと、人件費を除く塵芥処理施設費が約2億3,700万円となっており、ここにはごみ分別の費用や廃棄物の処理料も含まれておりますので、それらを除きますと、清掃工場に係る費用は、私の計算によりますと2億400万円くらいになります。

今期は、先ほど申し上げたように、本予算を含めると昨年より修繕費が約5,000万円余分にかかるという予算計上になっておりますので、今期の清掃工場に係る費用は、人件費を除き2億5,000万円を超える見込みであります。

この4月から8月までのごみ焼却量は、5カ月間で3,157.5トンであり、1カ月平均約630トンであります。仮に、このごみを現在の清掃工場で燃やさず、外部に運んだとします。環境課の説明ですと、トン当たり3万円はかかるということですので、計算してみますと、1カ月1,890万円かかります。これを12カ月で換算しますと2億2,680万円となり、人件費を除く清掃工場の費用より安くなる格好となります。

今回計上された見積書を見ますと、約600万円の材料費に、以前の工事に比べても人工数のはるかに多く、この人工の労務単価が5万円から10万円というようになりかなり高額で、その上さらに、交通費、宿泊費、日当といった間接費等が約2,000万円も計上されているという状況であります。

以前においても、清掃工場の補正予算計上時は、毎回予算審議が紛糾していた記憶がございますが、契約額もその予算額にほぼ等しく、ある意味、メーカーが示した見積額そのままの金額で修繕が行われてきた経緯がうかがえます。

ただ、財政が大変厳しい折、また、数年後には新しい清掃工場の建設が控えているわけですから、委員会の中で、来年から入札にしたらというような意見もありましたが、そんな悠長なことを言っていないで、今から入札をやったらどうかと強く思う次第であります。

環境課の話によれば、建設時に設計・施工契約をメーカーと交わした場合、随

意契約でやっているところばかりという話でありましたが、平成2年の建設で、尾鷲市と同程度老朽化が進んでいる奈良県の三郷町では、競争入札を行い、経費節減に努めております。やはり随意契約より、市民の血税を有効に使い、透明性を高めるためにも入札にすべきだと私は思います。

実際、私は市長時代に、メーカーの見積額が4,584万3,000円で、某会社が随意契約でやる予定であった清掃工場の修繕を思い切って入札にしたことがあります。結果的に、随意契約でやる予定の会社とは別の会社が3,667万円で受注し、予算額に比べて900万円も安くなったことがあります。ですので、やはり随意契約は、入札に比べ高くなる傾向が大いにあるのではないかという気が強くいたします。

今回予定の工事は、炉の中の工事であり、築炉業の会社の仕事であると思われます。環境課は性能保証にこだわっているようですが、話を何回聞いても、性能保証の理由がわかりません。耐火れんが、キャストブルという耐火コンクリートの工事であり、主に築炉業の仕事であります。ネットとかで調べましても、築炉業の技術水準はかなり進んでいるようであります。

環境課は、汗をかいて、何とか費用がかからない方策がないかどうかという努力をしているとは到底思えません。尾鷲市内を見回しますと、環境関連業者、環境ビジネスをやっている業者も少なからずあります。私は、鉄工所なり地元の業者と、そして築炉業の会社との企業体とかで参加してもらい、尾鷲市会計規則にのっとり、3社以上から新たに見積もりをとり、入札をやったほうが安くつくと思われます。

最近、クリーンセンター委託料で締結したばかり高い6年の随意契約、それも、相手は以前談合をやったメーカーであり、また、水道の新桂山配水池の工事では談合情報とかがあって、尾鷲市は不透明なことが多過ぎるのではないかという方も少なからずいらっしやいます。そういう意味でも、透明性を高める上で、私は競争入札を強く求める次第であり、今回の補正予算には反対させていただきます。

続いて、議案第60号「平成24年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」であります。

平成24年度の尾鷲市病院事業会計は2億2,700万円の赤字であり、平成23年度が1億4,800万円の赤字でありますので、単純に比較しますと、赤字が7,900万円膨らんでおります。

ただし、この数年の尾鷲市一般会計からの繰り出しが2億5,000万円であ

ったのに対し、平成24年度は、尾鷲市が財政が厳しい中、1億円多い3億5,000万円を尾鷲市一般会計から繰り出しており、そういう意味では、平成24年度の尾鷲市病院事業会計は実質3億2,700万円の赤字であり、平成23年度と比較して、赤字が実質1億7,900万円膨らんでおります。

病院事務長が強調しているように、職員を初め医師、看護師の皆さん、病院関係者の方々は一生懸命頑張っておられることは、十分承知しております。実際、以前に比べて対応がよくなったとか、各診療科の表示等がわかりやすくなったとか、よく耳にいたします。

しかし、修繕費が8,200万円と高額になっており、平成23年度と比較しても約1,000万円多くなっております。計画的に修繕が行われているのであれば、問題はないと思われれます。ただ、赤字が物すごくかさんでいる状況の中で、膨大な数の修繕が行われている印象があり、果たして計画的にきちんと修繕が行われているのか、甚だ疑問であります。確かに、突発的な修繕もあるかもしれませんが、しかし、それにしても、特定の業者ばかりが随意契約で受けている修繕が細切れのように多く見受けられ、これが本当に公営企業なのかという疑問がいたします。

それと交際費ですが、赤字が物すごく膨らんでいるにもかかわらず、年々増加傾向にあり、平成24年度は167万円も計上されております。平成24年度の市長交際費が58万円、議長交際費が26万円であったことと比較しても、いかに高額かということがよくわかります。手土産やお礼、お中元やお歳暮の名目での購入明細を見ますと、以前と比較しても膨大な数で、しかも、修繕の工事と同様、特定のお店からの購入であり、公営企業としての公平性に大いに欠けるような気がいたします。

また、飲食の接待費計上も、以前と比較してかなりふえており、関係者との飲食の必要性は感じますが、以前と比較して余りにも多いような気がしてなりません。

私は市長時代、飲食の接待費は8,000円しか使っておりません。だからといって、関係者との食事とかをしなかったのかというと、そんなことは全くなく、いろんな方と食事等をよくしておりました。ただ、尾鷲市は財政がとても厳しいこともあり、市長交際費として使うことにためらいがあったのは事実であります。

自腹を切れと言っているわけでは決してありません。尾鷲総合病院のため、そして尾鷲市のためになるのであれば、どんどん交際費を使っても、尾鷲市民は文

句を言わないと思います。しかし、歴代の病院事務長もそんなに使っていなかった交際費を、赤字が物すごくかさんでいる状況の中で、現在の病院事務長だけがどんどん限度額を広げることが認められ、特別に使ってもいいということは決してありません。

再三申し上げますが、現在の病院事務長を初め病院関係者の皆さんの日ごろの頑張りには、敬意を表するところであります。ただ、歴代の病院事務長にしる、市長、そして議員、病院関係者の方々も、これまで何十年にもわたって、医師不足を何とかしようよ、赤字を何とかしようよと必死に取り組んできたわけであります。ですので、現在の病院開設者の岩田市長、そして諦乗病院事務長の体制が特別で、何をやっても許されるというわけでは決してないと私は思います。

修繕費や交際費といったことは、病院経営全体を考えれば、もしかしたら細かいことかもしれません。しかし、公営企業の決算として納得しがたい点がありますし、赤字が物すごく膨らんでいるにもかかわらず、数字に対する必死さや責任感のようなものをほとんど感じられない以上、私は今回の決算を認めるわけにはいきません。

よって、病院の決算を反対するというのは初めてではありますが、今回の病院事業会計の決算につきましては、私は反対させていただきます。

議長（高村泰徳議員） 次に、13番、村田幸隆議員。

〔13番（村田幸隆議員）登壇〕

13番（村田幸隆議員） 議案第52号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」、賛成の立場から討論を行います。

今定例会では、議案第52号のうち、第1条歳出、第4款衛生費、第2項清掃費、第3目塵芥処理施設費、15節工事請負費5,875万8,000円についての審議の経過は、委員長報告のとおりであります。

これについてただいま反対討論がりましたが、論拠については大筋の理解もでき、共鳴するところでありますけれども、今定例会で予算減額修正をすることにより、以下の点での現実問題を考えなければいけません。

その一つとして、1号焼却炉については耐火レンガが脱落をしており、2号焼却炉の1炉運転を余儀なくされております。

現在、当初予算で認めた、空気予熱器の交換工事が始まるうとしております。この工期は12月20日であります。さらに、問題の耐火物補修工事には60日の工期が必要であることから、今定例会で、予算承認し、空気予熱器交換工事

と耐火物補修を同時作業するにしても、工程の中で、一方の作業を都合上休止させなければいけないときもあり、予熱器工期12月20日が延びる可能性が大であります。

今回、仮に不承認にすることにより、さらに修繕工事を含む1号炉の完成日が大幅に延長されることになり、その間2号炉に何らかの異常が生じた場合、市全体のごみ焼却が行えないという事態に陥る可能性も考えられるのであります。一日も早く、耐火物補修工事に着手する必要があります。

二つ目として、可燃ごみの民間処理委託については、受け入れ市町村が承認できるごみ減量計画及び一般廃棄物処理施設等の整備計画が示され、事業所周辺住民の理解と同意が得られることが大前提であります。これにかかる作業日数が、現段階では全く予想できません。また、自治体の焼却炉の補修費、この都合で、そういった理由での他市町へのごみ処分委託は困難であります。

さらに、民間処理委託をする際には、事前に尾鷲市が、ストックヤードの整備が必要であります。これは試算によりますと、建設費が3,800万円、年間運営費が2,800万円。以上のことから、今すぐの民間委託は困難であります。

次に、三つ目、入札を行うためには、性能保証の取り扱いを協議しなければいけません。この日数がかかります。そして、見積期間という期間を15日以上設ける必要があります。さらには、指名審査委員会等諸手続の日数が必要でありまして、この三つを合わせると、30日以上の日程が必要であります。

このような課題を抱え、さらに、当予算は、その他の補正予算との一括議案であります。仮に、補正予算から当予算だけ削除し、ただいま申し上げた3点について検討したとしても、かなりの日数を費やすことになり、市のごみ行政が停止ということも状況によっては考えられるところであります。

申すまでもなく、議会は、執行部に対するチェック機能の発揮と執行部を正道に戻すための議決権行使を行うのが使命であります。同時に取り巻く環境と現実を見きわめ、決断することも必要であります。

私はこの予算について、メーカー、業者の味方をする気はさらさらありませんし、できることなら注文をつけたい気持ちではありますが、ただいま申し上げた3点の現況に鑑み、さらには昨日の委員会での、今後は随契のあり方について状況、条件等を精査し、可能な限り入札にしていくという市長の言葉を信じるとともに、今後同様の事件が生じた場合に速やかに対応できる早期体制づくりを強く求め、まことに不本意ながら、今回に限り認めざるを得ないということを申し上げ、賛

成討論といたします。

議長（高村泰徳議員） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第51号「尾鷲市子ども・子育て会議条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第52号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

議長（高村泰徳議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第53号「平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第54号「平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第55号「平成25年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第56号「平成24年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8、議案第57号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第9、議案第58号「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり認定す



ることに決しました。

次に、日程第10、議案第59号「平成24年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第11、議案第60号「平成24年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(高村泰徳議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12、議案第61号「平成24年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第13、議案第62号「工事請負変更契約について(輪内中学校耐震整備に伴う改築工事)」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決す

ることに決しました。

次に、日程第14、議案第63号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、陳情第5号「尾鷲市民プール運営の継続に対する支援についての陳情の継続審査申し出について」を議題といたします。

生活文教常任委員会から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

生活文教常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第16、発議第14号「『地方税財源の充実確保』を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

局長。

(事務局長 朗読)

議長(高村泰徳議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第16、発議第14号「『地方税財源の充実確保』を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第17、発議第15号「『森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保』を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

局長。

( 事 務 局 長 朗 読 )

議長(高村泰徳議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり )

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第17、発議第15号「『森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保』を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、私から一言申し上げます。

来る10月8日をもって御退任されます平山豊教育委員長におかれましては、永年本市の教育行政に御尽力いただきました。退任後もお体を大切にしてください、市の発展に御協力いただきますようお願いを申し上げます。本当に御苦労さまでございました。

次に、市長より御挨拶があります。

市長。

[ 市 長 ( 岩 田 昭 人 君 ) 登 壇 ]

市長（岩田昭人君） 議員の皆様方、大変お疲れさまでございました。

去る9月3日の開会以来、御提案を申しあげました「尾鷲市子ども・子育て会議条例の制定について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議をいただき、いずれも御承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、さまざまな御指摘、御意見等をいただきました点や、特に尾鷲市清掃工場の1号炉側壁及び再燃室補修工事費につきましては、今後、執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高村泰徳議員） 去る9月3日開会以来、長い間まことに御苦労さんでございました。

これをもって平成25年第3回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時54分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員